

新 旧 対 照 表

(注) アンダーラインを付した部分は改正部分である。

改 正 後	改 正 前
別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1) (省略) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要<u>最小</u>限の次の物品 イ～ヘ (省略) ト 果実酒及び甘味果実酒の製造工程中に加えるパーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、<u>カゼインカリウム</u>、アルギン酸カルシウム、アルギン酸カリウム、カオリン、リゾチーム、アルゴン、二炭酸ジメチル、微結晶セルロース (3) (省略) (4) 法第3条第13号イからニまでに規定する果実酒及び同条第14号イからハまでに規定する甘味果実酒の製造工程中に着香又は酸化防止の目的で加える必要<u>最小</u>限のチップ状又は小片状のオーク（ブナ科コナラ属の植物をいう。） (5)～(8) (省略)	別冊 酒税法及び酒類行政関係法令等解釈通達 第2編 酒税法関係 第3条 その他の用語の定義 (共通事項) 7 酒類の原料として取り扱わない物品 次に掲げる物品は、酒類の原料として取り扱わない。 なお、その使用について食品衛生法の適用を受けることに留意する。 (1) (同左) (2) 発酵を助成促進し又は製造上の不測の危険を防止する等専ら製造の健全を期する目的で、仕込水又は製造工程中に加える必要<u>最少</u>限の次の物品 イ～ヘ (同左) ト 果実酒及び甘味果実酒の製造工程中に加えるパーライト、ばれいしょたんぱく質、酵母たんぱく質抽出物、アルギン酸カルシウム、アルギン酸カリウム、カオリン、リゾチーム、アルゴン、二炭酸ジメチル、微結晶セルロース (3) (同左) (4) 法第3条第13号イからニまでに規定する果実酒及び同条第14号イからハまでに規定する甘味果実酒の製造工程中に着香又は酸化防止の目的で加える必要<u>最少</u>限のチップ状又は小片状のオーク（ブナ科コナラ属の植物をいう。） (5)～(8) (同左)